二　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合　当該複数の資産のうち一の資産の個別リスク相当額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額のうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスク相当額を相殺する方法

（内部管理モデル方式の承認）

第十四条の八　金融商品取引業者は、所管金融庁長官等の承認を受けた場合には、第十四条の二から前条までの規定により算出されるコリレーション・トレーディングにおける個別リスク相当額に代えて、内部管理モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2　前項の承認を受けた金融商品取引業者は、第十四条の十一の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、内部管理モデル方式を継続して使用しなければならない。

3　第一項の承認を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

4　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部管理モデル方式の運用が次項各号に定める基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

5　所管金融庁長官等は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ　デフォルト・リスク

ロ　格付遷移リスク

ハ　複合的なデフォルトに係るリスク

ニ　クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ　インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ヘ　ベーシス・リスク

ト　回収率の変動に係るリスク

チ　ヘッジのリバランスに係るリスク

二　主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三　包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四　内部管理モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五　包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六　前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）所管金融庁長官等へ報告するために必要な体制が整備されていること。

（内部管理モデル方式による包括的リスクの額）

第十四条の九　内部管理モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　算出基準日の包括的リスクの額

二　算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三　次項又は第三項の規定により算出された個別リスク相当額に八パーセントを乗じて得た額

2　内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者の、前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一　第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二　第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

3　前項の規定にかかわらず、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者の、第一項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一　第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項から第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二　第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項から第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

（変更に係る届出）

第十四条の十　内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第十四条の八第五項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、金融商品取引業者は、当該金融商品取引業者が第十四条の八第五項に規定する承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第十四条の十一　所管金融庁長官等は、金融商品取引業者が前条第一項第二号の規定による届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第十四条の八第一項の承認を取り消すことができる。

第十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十四条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。